

様

重要事項説明書

一般社団法人 横浜市助産師会

訪問看護ステーション はなみずき

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者
事業者名称 :一般社団法人 横浜市助産師会
代表者氏名 :代表理事 高橋景子
所在地 :横浜市港北区新横浜1-16-2 SEエトワール201
電話番号 :045-374-5376 FAX番号:045-374-5379
法人設立年月日:2015年6月3日

2 指定訪問看護サービスを提供する事業所
所在地 :横浜市港北区新横浜1-16-2 SEエトワール201
電話番号 :045-620-5116 FAX番号:045-374-5379
事業所番号 :1460990358

(1)事業の目的、運営方針

一般社団法人 横浜市助産師会が開設する 訪問看護ステーション はなみずき(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師等(以下「看護職員」という。)が、居宅事業にあたっては要介護状態にある、また予防事業にあたっては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。) を提供することを目的とする。

<運営方針>

事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2)サービス提供地域:横浜市港北区、神奈川区、鶴見区、都筑区、緑区、青葉区、保土ヶ谷区

(3)営業時間:月～金 午前9:00～午後5:00

* 土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)は、休日となっております。

サービス提供時間:月～金 午前9:00～午後5:00

* 土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)は、休日となっております。

(4)事業所の職員体制と職務内容、人員

①管理者:常勤1名

- ・主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。
- ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。
- ・従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

②看護職員のうち主として計画作成等に従事する者:常勤3名非常勤数名

・指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。

・主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。

・利用者へ訪問看護計画を交付します。

・指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。

・利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。

・常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。

・サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。

・訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。

③看護職員

・訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。

・訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します

(5)提供するサービスの内容

具体的な訪問看護の内容

①病状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備)

②日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など)

③医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)

④認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言)

⑤精神的支援をはじめ総合的な看護

⑥住まいの療養環境の調整と支援

⑦苦痛の緩和と看護

⑧その他(家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談)

(6)看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

③利用者の同居家族に対するサービス提供

④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

3 利用料金

(1) 利用料: 診療報酬により計算

単位: 円 ()内准看料金

	* 基本療養費+管理療養費+ (DX加算※月1回のみ)	料金	1割負担	2割負担	3割負担		
保 険 対 応	1日目 : 5, 550+7, 670+50	13,270	1,330	2,650	3,980		
	2日目以降: 5, 550+2, 500	8,050	810	1,610	2,420		
	* 加算						
	・24時間対応体制加算 1月につき	6520	652	1304	1956		
	・特別管理加算 状態に応じて1月につき	2500	250	500	750		
	・退院時共同指導加算	5000	500	1000	1500		
	・特別管理指導加算(退院時)	8000	800	1600	2400		
	・退院支援指導加算(退院日)	2000	200	400	600		
	・乳幼児/幼児加算 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	6000	600	1200	1800		
	・乳幼児/幼児加算上記以外	1800	180	360	540		
	・1週間のうち、4回目からの訪問	1300	130	260	390		
	・夜間早朝	1000	100	200	300		
	訪問看護加算	18:00～22:00 06:00～08:00	2100 2100	210 210	420 420	630 630	
	・深夜訪問看護加算	22:00～06:00	4200	420	840	1260	
	・長時間訪問看護加算	90分以上	5200	520	1040	1560	
	・難病など	2回	4500	450	900	1350	
	訪問加算	3回以上	8000	800	1600	2400	
	・複数名訪問看護加算	看護師等	4500	450	900	1350	
	看護師等	准看護師	3800	380	760	1140	
	1日1回	3000	300	600	900		
	・複数名訪問看護加算	1日2回	6000	600	1200	1800	
	看護補助者	1日3回以上	10000	1000	2000	3000	
	・在宅患者連携指導加算		3000	300	600	900	
	・看護・介護職員連携強化加算		2500	250	500	750	
	・緊急訪問看護加算(診療所指示)		2650	265	530	795	
・在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2000	200	400	600		
保 険 対 応	* その他	料金	1割負担	2割負担	3割負担		
	・訪問看護情報提供4療養費	1500	150	300	450		
	・訪問看護ターミナルケア療養費	25000	2500	5000	7500		
自 費	・訪問看護基本療養費(Ⅲ)外泊中の訪問	8500	850	1700	2550		
	・土曜日日祝日訪問 時間外		1時間	2000			
	・衛生材料			本人負担			
	・交通費		自動車利用の場合、通常の事業実施地域を 超えた地点より1km当たり100円 新横浜駅より利用者宅の最寄り駅				
概 算	・乳房ケア		5000				
	・死後の処置料		12000				

* 上記料金は目安です。ご利用者様の状況により、別途加算が生じる場合がございます。

(注) 上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

◆サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担となります。

◆衛生材料は実費を負担願います。

※特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオント病、亜急性硬化解全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。

※複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※地域区分別の単価(2級地 11.12円)を含んでいます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 訪問看護の利用料

(1) 基本利用料

2級地 11,12円

訪問看護費(1回につき)	単位数	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	
イ 指定訪問看護ステーションの場合				24時間体
(1) 所要時間20分未満の場合	311	346	692	
(2) 所要時間30分未満の場合	467	520	1,039	
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	816	908	1,815	
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,118	1,244	2,487	
(5) 理学療法士等による訪問の場合	296	330	659	1回につき
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合(90%)	266	296	592	1回につき
ロ 初回加算	300	334	668	1月につき
ハ 退院時共同指導加算	600	668	1,335	1回
二 看護・介護職員連携強化加算	250	278	556	1月に1回
木 看護体制強化加算(Ⅰ)	600	668	1,335	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ)	300	334	668	1月につき
ヘ サービス提供体制強化加算	6	7	14	

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の様態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

利用日の前日17時までに連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	当該基本料の10%の額
連絡がなかった場合	当該基本料の100%の額

(3)その他

- ①利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります、
- ②訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払いが発生しますのでご了承ください。(利用者負担300円、600円または900円)

(4)料金の支払い方法

- ①毎月末締めとし、翌月10日以降に当月分の料金を請求いたしますので、24日までに振り込み、または現金にてお支払いください。1月の金額が5,000円に満たない場合には翌月以降に繰越する場合があります。
- ②難病法に基づく医療費助成制度を受けられている利用者においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限額管理票をご提示ください。写真かコピーをとらせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

重要事項説明後に訪問看護計画を作成しサービスを開始します。

(2)サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者がサービス提供地域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、終了2週間前までに文書で通知いたします。

③自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します)

- ・利用者が介護保険施設に入所または入院した場合(3か月以上)

- ・サービスを休止して3か月以上経過した場合

- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・入院・入所等により1か月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者の他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。

- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などにたいして社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で中止を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・サービスの提供を中止する場合

- ⑦利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1か月以上以内に支払わない場合

- ⑧利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続し難いほど背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合

- ⑨他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合(速やかに当ステーションに申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせて頂きます)

- ⑩雪や台風による天候不良時には、利用者の了承を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合

- ・保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証などの変更時に確認及び複写させていただきます。

6 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

・事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。事業者及び事業者の使用者の者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について

・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

・事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9 苦情・相談の窓口

事業所：訪問看護ステーション はなみずき

担当者：管理者 河合 貞子

所在地：横浜市港北区新横浜1-16-2 SEエトワール201

電話番号：045-620-5116

受付時間：月～金（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後5時

当事業所以外に、横浜市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署：横浜市健康福祉局相談調整課（横浜市福祉調整委員会事務局）

電話番号：045-671-4045

受付時間：月～金（祝日・年末年始は除く）午前8時45分～12時・午後1時～午後5時

神奈川県国民健康保険団体連合会

担当部署：介護保険課苦情相談係

電話番号：045-329-3447 0570-022-110

訪問看護ステーション はなみずき

管理者 河合 貞子 印

説明者 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

ご利用者氏名 _____ 印

保護者氏名 _____ 印

精神科訪問看護利用料金表（医療保険）

《基本料金》

項目			費用総額	自己負担割合					
				1割	2割	3割			
精神科 訪問看護 基本療養費 (/回)	(I)	看護師等による訪問	3日目まで/週	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
				30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円	
		准看護師による訪問	4日以降/週	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
				30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
	(III)	同一建物 への訪問	3日目まで/週	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
				30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円	
		看護師等2人 /同一日	4日以降/週	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
				30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円	
	(IV)	看護師等3人以上 /同一日	3日目まで/週	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
				30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円	
		准看護師2人 /同一日	4日以降/週	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
				30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
訪問看護 管理療養費 (/回)	月の 初回日	入院中の外泊時の訪問			8,500円	850円	1,700円	2,550円	
		機能強化型（I）			12,400円	1,240円	2,480円	3,720円	
		機能強化型（II）			9,400円	940円	1,880円	2,820円	
		機能強化型（III）			8,400円	840円	1,680円	2,520円	
		（I）～（III）以外			7,440円	744円	1,488円	2,232円	
2回目以降					3,000円	300円	600円	900円	

《任意項目》

訪問看護情報提供療養費（I）（/月）	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費（II）（/月）	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費（III）（/月）	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

《加算料金》

加算名	費用総額	自己負担割合				
		1割	2割	3割		
24時間対応体制加算（/月）	6,400円	640円	1,280円	1,920円		
精神科緊急訪問看護加算（/日1回）	2,650円	265円	530円	795円		
特別管理加算Ⅰ（/月）	5,000円	500円	1,000円	1,500円		
特別管理加算Ⅱ（/月）	2,500円	250円	500円	750円		
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円		
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円		
夜間・早朝訪問看護加算（/回）	2,100円	210円	420円	630円		
深夜訪問看護加算（/回）	4,200円	420円	840円	1,260円		
精神科複数名訪問看護加算（/週）	看護職員 + 看護師等	1回/日	4,500円	450円	900円	1,350円
		2回/日	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		3回以上/日	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	看護職員 + 准看護師	1回/日	3,800円	380円	760円	1,140円
		2回/日	7,600円	760円	1,520円	2,280円
		3回以上/日	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	看護職員+看護補助者又は精神保健福祉士 （/週）		3,000円	300円	600円	900円
	精神科難病等複数回訪問加算	2回/日	4,500円	450円	900円	1,350円
		3回以上/日	8,000円	800円	1,600円	2,400円
精神科長時間訪問看護加算（/週）		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
在宅患者連携指導加算（/月）		3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（/月）		2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算（/月）		2,500円	250円	500円	750円	
精神科重症患者支援管理連携加算（/月）	(イ)	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
	(ロ)	5,800円	580円	1,160円	1,740円	

《保険外適用料金》

エンゼルケア（死後の処置）	20,000円（税込）
---------------	-------------

◆サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担となります。

◆衛生材料は実費を負担願います。